

# 畜産とくつく情報

平成23年7月27日（通算第145号）  
問い合わせ先 長野県庁  
園芸畜産課 電話 026-235-7233  
農業技術課 電話 026-235-7222

## 高濃度の放射性セシウムが含まれる可能性のある 堆肥等の施用・生産・流通の自粛について

原発周辺県の水田に放置された稲わらを給餌された牛のふん尿などから生産された堆肥、及び原発周辺県の落ち葉等から生産された堆肥に、高濃度の放射性セシウムを含有する可能性があることから、農林水産省では、農地土壌の汚染拡大を防止し、食品衛生法上問題のない農産物の生産を確保するため、堆肥中の放射性セシウムの基準の作成を急いでいます。

このため、7月25日付で堆肥中の放射性セシウムの基準を設定するまでの間、農林水産省は、長野県を含む17都県で生産した堆肥等の施用・生産・流通の自粛を要請しました。

自粛要請の内容は以下のとおりですので御理解の上、堆肥の取扱いについて注意をお願いします。

ご注意ください

### 畜産農家の皆様へ

■ 当分の間、堆肥や家畜ふん尿を他人へ譲渡したり、農地土壌へ施用することは自粛してください。

- ただし、家畜排せつ物法の管理基準を満たした堆肥舎、堆肥センター等への家畜排せつ物の持ち込み及び堆肥化处理、また、ストックヤード等で一時保管することは可能です。
- 今後、農林水産省が放射性セシウムの基準値等堆肥利用のための基準を作成し、基準に適合したのものから、流通・利用が可能となる見込みです。

### 1 畜産堆肥等の生産・譲渡の自粛

○原子力発電所事故後に17都県で生じた家畜（豚・家きんを除く。）の排せつ物（敷料を含む。以下、「家畜排せつ物」という。）の譲渡及びこれを原料とした堆肥の生産（家畜排せつ物法第3条2項に基づき適正に管理しているものを除く。）

<畜産農家>

①家畜排せつ物（事故後） → ×譲渡・堆肥生産（有償・無償にかかわらず）

○家畜排せつ物を調達し、これを原料とした堆肥の生産（家畜排せつ物法第3条2項に基づき適正に管理しているものを除く。）及び譲渡

<堆肥センター等>

②畜産堆肥（事故後） → ×生産・譲渡（有償・無償にかかわらず）

## 2 植物性堆肥等生産・譲渡の自粛

○原子力発電所事故後 17 都県で収集された植物性堆肥原料（樹皮（堆肥用に限る。）、落ち葉、雑草等で、事故前に収集されたものであっても事故後に包装されることなくほ場等の屋外に放置されていたものを含む。以下「植物性堆肥原料」という。）の譲渡  
＜耕種農家等＞

①植物性堆肥原料（事故後） → ×譲渡（有償・無償にかかわらず）

②植物性堆肥原料

- （事故前に収集し、包装せず屋外に放置されたもの）  
→ ×譲渡（有償・無償にかかわらず）
- （事故前に収集し、事故後、包装して屋内で管理されたもの）  
→ ○譲渡（有償・無償にかかわらず）

○植物性堆肥原料を調達し、これを原料とした堆肥の生産及び譲渡  
＜堆肥センター等＞

③植物性堆肥（事故後） → ×生産・譲渡（有償・無償にかかわらず）

## 3 農地土壌への施用の自粛（土壌改良資材等としての施用も含む。）

○家畜排せつ物そのもの

○植物性堆肥原料そのもの

○上記のいずれかを原料とした堆肥（事故前に生産されたものであっても、事故後に、包装されることなくほ場等の野外に放置されていた場合を含む。）

＜耕種農家等＞

①家畜排せつ物（事故後） → ×農地土壌への施用

②植物性堆肥原料（事故後） → ×農地土壌への施用

③①または②を原料とした堆肥

- （事故後） → ×農地土壌への施用
- （事故前に生産し、包装して屋内で管理されたもの）  
→ ○農地土壌への施用

○農林水産省からの通知は、長野県農業技術課のホームページでご覧いただけます。

<http://www.pref.nagano.jp/nousei/nougi/hiryouhp/taihi.pdf>

お問い合わせは、お近くの地方事務所・農業改良普及センター、または県庁園芸畜産課（電話 026-235-7233）、県庁農業技術課（電話 026-235-7222）までご連絡ください。